

第8回伊賀市自治基本条例審議会 会議録

開催日時	2023（令和5）年5月17日（水）10:00～12:00
開催場所	伊賀市役所5階 全員協議会室
出席委員	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】鞆田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ）
欠席委員	岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会）
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）見直し検討状況について （2）住民自治のしくみ（第4章）について （3）議会の役割と責務（第5章）について
議事概要	<p>1 開会 （事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第8回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。</p> <p>委員の西口さんから辞任の申し出がありましたのでご報告させていただきます。なお、前回の審議会でもお話のあった委員の補充については、市としましては考えておりませんのでご了承ください。</p> <p>★資料の確認</p> <p>★会議及び議事録公開の確認</p>

★会議成立の確認

★事務局紹介

2 あいさつ

(事務局)

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

－会長あいさつ－

(会長)

皆様おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

この部屋は涼しいですが、今日はだいぶ気温が上がるということですので、水分補給に努めていただきながらご審議にのぞんでいただければと思います。これまで、住民自治の仕組み（第4章）の部分について、自治基本条例に何を残し、どのような部分を協議会の組織条例に移していくのかということについての市の考え方に対して、審議会としてのご意見などを集中的に議論していただきました。そこで本日の審議会においては、審議会として市の提案について、どのように考えるかということを中心に取りまとめとしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

※2名の委員より委員の補充及び補充方法について意見あり

(会長)

議事に入らせていただきます。

第一の議題 見直し検討状況について事務局から説明をお願いします。

3 議事

- (1) 見直し検討状況について
- (2) 住民自治のしくみ（第4章）について
- (3) 議会の役割と責務（第5章）について

(1) 見直し検討状況について

(事務局)

・資料の説明

資料1 伊賀市自治基本条例の見直し検討状況

◆審議会第1回～第6回までの見直し検討状況について、項目ごとに整理。

資料4 個人情報保護に関する法律の改正に伴う伊賀市自治基本条例の一部改正

◆第2章 情報の共有について、令和5年4月1日付の改正について説明。

(会長)

資料 1、資料 4 についてご説明がありました皆様から発言等ございますか。

(委員)

資料 1 の 1 ページの (1) 基本的人権の視点のところの条文案の角のとれた四角い囲みのご説明をいただいたが、もともと引き続き市民の意見を聞く、専門的見地から意見を求めるということについていろんなやりとりを行った。私は、パブリックコメントを書かれた全ての人に集まってもらって自由討論会をやってはどうか。編集ができないように同時録画、生中継でやってはどうか。と申し上げたが、後日それは無理だということで、生中継でなくてもよい。ただ、市民の声を広く聞くっていうのが前提になっているので、やはりパブリックコメントを書かれた人に声を掛けて、それ以外の人も来てもらうような場で論議するっていうのが、たとえ 1 回でも必要ないのかということをおっしゃっていただいた。議事録に載っているのかわからないが、ここにそういう意見もあったというふうに、覚えておいていただきたいと思う。

それから上に書いてあることと四角い囲みの中の部分で、整合性がとれてないと思うのが、市民の意見として市民意識調査等を活用するという点について、活用されたいが、同時に直接対話というのがこの市民意識調査の前にあるのではないかと考えている。市民意識調査についても人権のことについては、市議会でも意識調査アンケートのやり方が正しいのかどうかということについていろいろ論議されたことがあったように聞いている。

それから専門的見地について、人権政策審議会には一般市民の方も参加されているが、部落解放の活動をされている方とか、大学の教授等が入っている。そういう人たちとこの第 3 条の文言について、直接ぶつけて話をするのもよいが、市民全体の意見、パブリックコメントをやった方がよいと思う。専門的見地として国の法整備の動向や他自治体の条例を参考にするというのは現場のリアルな自分たちの審議したことと少し違うように思うので、先ほどのようなことは議事録に載っているからここはこれというのは、いろいろ勉強しながら審議に参加している者として、あるいはその立場でいろんな市民の人から今どうなっているのかとか、こんなことを言ってくれてるかと言われることもあるので、今こんな状態で例示されるというのは納得しがたいところがある。

(事務局)

以前から、意見を聞かせていただくためには「対話」が大事だということで、どんな対話の手法があるのかということをお話ししていただいた。どういう形で意見を聞く場所を設けたらよいのか、今までの意見をまとめてみるとこうなるのではないかとということで提出させていただきました。今の委員のお話は、この四角い囲みの中では「いくつ

かの手法が考えられる中」というところに含まれるが、集約しすぎたのかとは思いますが、どうするのかという結論が難しい。

(委員)

多数決はしていないね。それから、よほど常識外れなことやったら、それはもう公のところで使ってもらったら。いろいろ論議する中で形とか難しいとか市民の声っていうのは何らかの方法はあるというのは、きもとして。やはり話をしなければならぬ。専門的な意見の人の、人間と人間の話としてっていうのはベースを占めていたと思う。

(事務局)

対話が大事だっていうふうにいわれたこの部分については、集約しすぎていると思うので、そういう意見があったことは認めたい。ただ、それを代替するものが何かないのかということを考えて対応していかないと厳しいということで、何か拠り所になるものがないかと考えたのが市民意識調査。いろいろ意識調査に対してご意見はあるかもわからないが。

(委員)

意識調査もアンケートの事で、僕はちょっとしか見ていないですけど、市議会ですら問題があったじゃないか。

(事務局)

今、世に出ているもので客観的なものについて、データや資料として確認するという作業は一定していただきたいということで提供している。活用いただき法律がどうなっているのかなど。三重県の条例ができたという動きを踏まえた議論、またこの後、市の人権の計画の中間案が示されてきたので、それについて少し報告をさせていただくが、それらを確認しながら議論を深めていただきたい。

(委員)

市議会のやりとりを見てみると、審議中ということが前提ですけど、市長が答えるとき、担当の部局が答えるときには、このあたりの集約したものを元にして、企画部長さんが答えている。これ以外のことは言いづらいとか言えないというか、言わないとなっているので。だから僕は申し上げている。

市としての考え方、例えば委員長や役職の考え方とか一般の意見というのが、食い違いがあっても、それは羅列ということもあるだろうし、それはちょっと決まってもないことというのはまずいということであれば、またそれなりのケアの仕方はあると思う。

(会長)

おっしゃっていただいたことはその通りだと思いながら伺っていましたが、資料をできるだけわかりやすくコンパクトにという一方の要請と、他方で、審議会における議論を忠実に反映してという要請と折衷的な形で事務局は資料を作っていたというふうに思います。ちょっとコンパクトにしすぎではないかということのご指摘だと思いますので、もう少し審議会における審議の経過をこの本体の資料になるのかそれとも付属資料になるのか。そのあたりは資料の作り方ということになってくると思いますが、審議会における審議の状況をもう少し忠実に反映するような資料作成が必要ではないかというようなご意見をいただいたので、次回以降注意を払っていただければと思います。

(委員)

自治基本条例の第2条と第3条について、前から言っているように両方の定義があって、この第2条の「協働」に「相互に補完、協力すること」とある。この「相互に補完」の「補完」は旧来日本語としての「補完」だが、第3条の補完性の「補完」とは意味合いが違う。条例として語彙を混同しやすい。「補完性の原則」自身まだ確立した概念ではないし、どうしてもこれを表に出されると、責務というか過度な自主性を非常に重く受け止めてしまうことがある。他の市でも実際に「補完性の原則」という言葉を使っているのは志摩市しかなかったと思う。他は文言自体も使っていない。そういったことについてやはり少し検討していただけたらと、発言させてもらったと思うがその点についてどうか。

(事務局)

定義のところについてはもう一度確認の必要があると思っているが、今回の見直し検討の中でどこまでその整理が出来るのか。それと、本来の理念条例という方向で見直し検討を進めるのであれば、当然構成やスリム化ということも同時に考えていかなければならない。一方、いろいろ御意見が出ているように、やはり理念条例であっても、一定の実効性や権利義務に関するようなことについて、今までのような規定は残すべきじゃないのかという意見も出ているので、そのような作業も進める必要性があり、また、審議の内容も大事にしたいということもあり、どこまで整備をするべきか考えている。

それから、今委員が言われた「補完性の原則」については、みんながイメージするものが一緒でなければならぬと思っている。まちづくりをしていく中でそこが誤解を生み始め、お互い齟齬が生まれるようではうまくいかないと思うので、その答えを事務局から提示するかどうかは別にして、その確認はさせてもらいたいと思う。

(会長)

ありがとうございます。今日の後半でスケジュールについての説明がありますが、審議の最終的な取りまとめを預かる者として、そろそろ審議会の任期を見据えながら審議を進めていく必要があると思っています。これまで、特に第四章の住民自治の仕組みについて集中的にご審議いただけてきたので、これについては一定の方向性を取りまとめたいと考えています。ただ、審議し尽くせなかったが、やはり見直しが必要だと委員の皆様が感じているものもあるのではないかと思います。この審議会の任期中に審議するのは難しいと考えていますが、次の見直しの機会に引き継いでいただくような論点議題は、皆さんにご意見をいただくような機会を設ける必要があるのではないかと考えており、補完性原理もその重要なものの一つではないかなというふうに私も考えています。

他にいかがでしょうか。よろしければ本日の議題の中心は、(2) 住民自治のしくみ(第4章)であると思いますので、これについてまず事務局から資料の説明いただいてその上で委員の皆様からご意見いただいてまいりたいと思います。事務局からお願いします。

(2) 住民自治のしくみ(第4章について)

(事務局)

・資料の説明

資料2 住民自治のしくみ(第4章)の主な意見

◆4つの論点について、素案及び審議会意見を整理

(会長)

資料2について、委員の皆様から御意見をいただきたいが、参考_2の住民自治協議会の組織条例の資料を横に置いていただきながらご審議いただくのが便利かと思います。この審議会の担当範囲は自治基本条例に何を残すかということであって、協議会の組織条例の方に何を盛り込むかということは直接的にはないので、資料2を中心にご議論いただきたいが、参考_2も確認いただきながらご審議いただきたい。

資料1で振り返りなどもありましたが、私自身の振り返りもさせていただくと、今回の見直し検討における大きな視点としては2つあったと思います。

条例をわかりやすくまたスリムな構成にするということが1つの視点だったと思います。これまで市民の皆様からも、条例がどういうまち作りの方向を向いているのかということについてわかりにくいのではないかと、構成が複雑になっていたり、条文数が多いことから、少しわかりにくい条例になっているのではないかと意見がありました。そうしたことからよりわかりやすい構成にして、スリム化を図る、こうしたことが見直しの視点の1つにあったと思いますし、それについては委員の皆様からも、視点としては共感していただけてきたかなと思います。

もう1つの視点は合併後かなりの年月がたつ中で、現在の社会情勢に見合った見直しが必要ではないか。また今後の将来を見据えたときに、柔軟に様々な変化に対応できるような見直しが必要ではないか。そういうことを視点に据えながら審議してきたというのが審議会のこれまでの経緯だったと思います。では、どのようにスリムにするのか、どういう形で現在の社会情勢や、今後変化する社会情勢に対応できるような形にしていくのかということについて、事務局の考え方の提示とそれに対しての委員の皆様の見解について取りまとめていただいたのが今回の資料2ということになると思います。

では、論点ごとにご検討いただきたいと思いますが、まず(1)住民自治協議会の権能や責務の規定について、基本条例には基本的な理念や原則、枠組み、基本的な政策そういうものを盛り込むものだと言うような考え方をもとに事務局の提案としては、「住民自治協議会と市との関係や協働、また住民自治協議会と構成員との関係」というような形で取りまとめてみてはどうか。それとあわせて、「住民自治協議会の基本的な権限や基本的な責務について」は参考_2でご覧いただいている協議会の組織条例の方に規定する。そういう考えではどうかということでご提案をいただきました。参考_2の第8条などがそれに当たるかなと考えています。これに対してご意見をいただいたのが資料2となっています。大きな方向の取りまとめとしては、太字で示しているように、現行の第26条の住民自治協議会の権能は残すべきで、さらに実効性を強化する必要があるということです。

次に2つ目です。平成24年改正案の第26条の2住民自治協議会の役割と責務は規定すべきである。こういう方向になるのではないかとということ事務局に取りまとめていただいている。これまでもご意見をいただいていたところですが、まだここに示されていないようなご意見や、こういう形での取りまとめで良いかということについて発言いただくとよいのかなと思います。

これとは違う考えについて、両論併記する必要があるのかどうかよりも、併記する必要が仮にあるとして議論した結果一つの方向に収れんしていくのか、それともやはり両論併記なのか、そうしたことについて改めてこの場で確認をさせていただいて、これで良いということであれば、最終案ではないが、審議会としての中間的な取りまとめとしてはこうだということ市に投げ返して、そこから市とまたキャッチボールをすることが有益かなと考えています。

この(1)について、事務局提案それから審議会においていただいた意見をご覧いただいて、中間的にはこのような取りまとめの方向になるということについてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

権能については、第26条に4つの権能があったが、新しい条例(第8条)を見ると提案「等」になっている。少し残すという形で、こういう表現になったものなのか。

あるいはもうそこら辺のところは明確でない形にするために「等」を使ったのかちょっとわかりにくいですが、我々が住民自治協議会を運営するに当たって、やはりどこまで活動できるのか、あるいは市に対してどういう発言が出来るのかということで非常に大事なこと。過去の経験から質問権というのを行使したくてもできなかったことがあった。現行の部分と第8条の関係というのはちょっとわかりにくい。第8条と現行第26条が並立になるのか。

(会長)

はい。では事務局からお願いします。

(事務局)

元々の第26条に規定していたのは権能で、今はないですけど第26条の2で責務というのを規定しようとした時期があったという中で、今の条例は権能という形で住民自治協議会さんに付与されている権限があるよという書き方になっているが、その考え方を改めることができないのかというのがたたき台で示させていただいている協働という関係で、行政と地域とがお互いのパートナーとしてまちづくりができたという提案を条例の方ではさせてもらった。

そのことを受けて、第26条で担保してきたような意見を言えるとかそういったことについてどうするのかというのを協議会の組織条例の第8条で、市への提案等が行えるよ。住民自治協議会さんがしてきたアクションに対しては尊重させてもらうというような、たたき台をお示しさせてもらった。それに対して前回の会議の中で、そうじゃなくて提案等と書くのではなくて、今まで通り第26条に規定されていた権能は残してほしいというのが、審議会で出された意見だった。総意じゃなかったかどうかわかりませんが、そういう意見が出たので整理をさせてもらった。せっかく個別の条例をつくるのであれば、実効性を担保しなければいけないのではないかな。同意権の権能が行使できる、あるいはそういう同意権を求められるような機会が増えるような担保をしていくべきじゃないかという意見をさらに実効性を強化する必要があるっていう部分にまとめさせてもらった。

(委員)

この参考_2は、今後見直す可能性があるということか。今おっしゃったようなことは第8条に全然反映されてませんけれども。

(事務局)

先ほど会長も言われたように、もう一度審議会としてある程度意見のまとめがあれば、市役所の側でそのことを受けた対応を行う。そういう意見をいただいて、どうまとめるのかというのは審議会の方に要があるのではないかと考える。

(会長)

想像ですが、この審議会で自治基本条例の見直しを検討していただいて、ある程度の骨子を答申の形で取りまとめられたと仮定すると、さらに手続きが進行して、自治基本条例について市としての提案を取りまとめていただき、議会で審議していただいたうえで、可決成立ということになれば条例が改正されると思います。

仮に、この権能については自治基本条例ではなくて協議会の組織条例の方で担保すべきだというような答申が出て、条例改正が成立したとすれば、それを受けて権能は自治基本条例ではなくて協議会の組織条例の方で担保することになったけれど、どういう文言でどのように担保していくのかということは今後、市として検討するというふうになるのではないかと想像するのですがそういう理解でよろしいか。

(事務局)

それともう一つ、4つ目の別の条例をつくることの是々非々というものもあるかと思っています。市の最高規範である自治基本条例の中でうたわれていることもあり、以前の審議会でも、自治基本条例の中に住民自治協議会の規定が載っていることの意義というようなご意見もあったかと思うので、第26条のこともそうだが、現行の条例に残すことが望ましいという判断が審議会として示されるのであれば、別の条例という形は取らないことになるので、その議論を平行して考えなければならない。

(委員)

自治基本条例のスリム化ということを私たちも合意といかなくても、おおむねその方向で協議を進めているので、自治基本条例そのものはバクツとしたもので書くが、それを担保するものとして、市に下駄を預けますというのでは、私たちも不安なところがあるので、第26条の文言そのものが今参考であるが、それを第8条など適当なところに載せるべきだ。提案、同意、決定、質問、これを明確に協議会の組織条例の中でうたっていただけるという担保があれば、そちらにゆずることもスリム化という中では可能かと思う。いろんなことを住民自治協議会として提案をさせていただいたが、無視ではないが、変更されたり、ねじ曲げたりして具体化されたことは多々ある。他には、もう決まったことだからということで、無視された。だから請願を出してもなかなか通っていかないということがある中で、この諮問答申はものすごく画期的なモデルだと思う。まさに基本の自治にかかわる問題だと思うが、その諮問答申というのはパブリックで全体的なアンケートもあるが、私たちは組織として流れていくのであれば区、自治会、住民自治協議会という流れの中で住民の意見というのを組織的な流れの中で反映させていくという意味で、自治基本条例はすぐ変わってやむを得ないけれども、参考_2では少し情報が少なすぎると思う。

(委員)

事務局の方もおっしゃったスリム化を前提として、この辺の項目のあらかたのところを自治基本条例に残して中身については別条例にというふうに進むのかなあとこの間の論議で私も思っていた。ただ、前回のときに条例案みたいな草案が出たときに、第 26 条のところ住民自治協議会の協働について規定ということでちょっとザクとした形になっていた。この辺が削られると非常にいけないということで、別条例でやるかここに書くかは別として、どこかにはこれは残してもらわなければならないし、逆に少し組織としてはしっかりした責任分野になってくるが、平成 24 年に削除された第 26 条の 2 を新たに入れて欲しいというのが最初からの意見です。これはやはり法律の専門的知識がある方に、どういう形が今出ているような意見、残した後でやろうかというときにそれがどう担保されるかということや、やり方についてしっかり示してもらったら、自分達もどういう形になるんだなというのがわかった上で審議を進めると思うが、個人個人で捉え方が違うのかなと思ったので。

(会長)

望ましい審議の進め方としては今、言っていたとおりの審議の進め方で、同時並行で協議会の組織条例にどのような文言で規定されることになるのかってということが、きちんとわかった上で審議いただくというのが一番望ましいことだと私も思うが、なかなかそうはいかないところもあり、自治基本条例に残るのか残らないのかということとどこかで決めないと、協議会の組織条例の方に移すことになったものを、具体的にどのような形で移していくのかという議論が始まらないということだと思います。この場ではスリム化を図りつつ、また社会情勢の変化にも対応できるようにしていくというときにそれを自治基本条例に残し続けるのが望ましいのか、それとも、自治基本条例の方は基本的な関係性という形に整理して、その上で、協議会の組織条例の方で担保するのが望ましいのか、その方向性を審議会として出していただくと、それを踏まえてさらに市として検討を進めるということになると思います。

(委員)

自治基本条例の中にいろいろ重たいものを残すというご意見の方はあまりいなかったような感じだが。

(委員)

住民自治協議会の設立の意図するところというのは自治基本条例、我々の住民自治協議会もそうだが今見直しをかけていて、身の丈に合った形に作り直そうということをやっている。その際の会則が何を拠り所にするかということ、今は自治基本条例だが、我々としてはもう少し個別具体的な形で、この条例を見ればだいたい住民自治協議会としての活動というのがわかりやすいというようなものを思っていたが、思った以上

に簡潔な条例案だという気がした。効率的なことをもう少し細かく、条例として我々が日常の活動ができるような形を作っていただく方がいい。他の市町村に比べても大きな条例を少しスリム化したい。それはそのとおりでそういう方向性で進んできたと思うので。

(会長)

自治基本条例を作ったときの話、本当は副会長に伺うのがいいと思いますが、確か自治基本条例を見れば、協議会が何をするのかが全てわかる。そういう考え方で作った結果かなり条文の数が多くなり、複雑になって、かえってわかりにくくなったというのが今の状況だと思います。ただやはり自治基本条例は基本なので、どういう関係なのかということが、見れば分かる、見るとわかるというような形に留めておく。今言われたような協議会がどういう権限を持ち、またどういう責務を持つのかということは自治基本条例の方に全て盛り込もうとすると、同じことになってしまうので、協議会の組織条例の方を見ればわかるというような形に整理していくのが今回のスリム化の方向ではないかというのが事務局の提案だと思います。今までのところ、その点にはご賛同いただくというようなご意見かと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

私も住民自治協議会の代表として、ここへ来ている。他の委員の話聞いていて、言葉をオブラートに包んでいるが、市の方からちゃんとした手当を受けていない。こういう要請をしたのに、それが「もう決まったことだからできません。」とか。「ここはこういう決まりですからそれは無理です。」と言われることが多いので、そういうことがないようにちゃんと規定をしてほしいというご意思だと思う。私も基本的に自治基本条例の方には、ざっくりしたものだけを入れて協議会の組織条例の方に細かく入れてほしいと思う。ここに今素案でいただいているものは、協議会の組織条例なのにものごくザックリしているのもっときっちりしたものを。「これはここにこう書いてあるのだから市はこうしないといけないでしょ。」ということをはっきり言えるような文言をきっちり入れた協議会の組織条例を作ってくれるなら、こっちに賛成しますよというご意思やと思う。私もそう思う。

私もやってきて、「これはできません。」とか、「これはもう決まっているからできません。」とか言われることが多々あった。そういうことがないように、住民自治協議会としての住民サービスがちゃんとできるような担保が欲しいという意味だと思う。だからそういうことをちゃんとした協議会の組織条例を作ると言っていただけなら、これに賛成しますということです。

(会長)

はい。ありがとうございます。他にいかがですか。

(委員)

基本的なものはもう皆さんおっしゃるとおり。細かいもの、附則とか、そういう形でつけていくのか。

(会長)

附則は基本条例の附則ですか。

(委員)

例えば具体的なもの等、お互いがここにこう書いてあるんでしょっていうことのある程度入れるようなものであれば。他の法律もそういうふうになっているはずだが、それで基本的なもので間に合わなければ附則で後にどんどんつけてそっちを見れば、お互いの参考になるという形をとっている法律もある。

(会長)

附則はあくまで経過規定やいつから効力が発生するのかということの規定したり、条例が改正される前に起こった行為に対して、改正後の条例をどういうふうに適用していくのか等が定められます。自治基本条例は国でいう教育基本法ですとか環境基本法など、基本法と、同じ位置づけだというふうに理解されていると思いますが、例えば環境基本法を例にとると、そこには基本的な理念や基本的な実施体制などが定められています。それを具体的に権利や義務として実現に移していくのが廃棄物処理法や大気汚染防止法等の個別の法律ということになります。もしそれを自治基本条例との関係に当てはめるとすれば、基本条例に掲げられるような理念だとか市と住民自治協議会との関係は自治基本条例としてここに集約されていく。しかし、それを具体的に実現に移すための条例が今までなかったのでそれを協議会の組織条例という形で基本条例の理念を担保していきましようというのが、事務局がされている提案だと思います。ということで事務局いいですか。

(委員)

同意については住民自治協議会の同意に関する規定がある。これでいけると思うが、規定の逐条というのがあって、それは駄目ですと言われて非常に複雑になった。(行政が)うまく回避しているということがあった。逐条の部分も含めて、あるいは規則を作るのであれば、そういったものを住民にもう少しわかりやすくしていただかないと、せっかく条例で規定してもそれが使えない、実行性がなくなってしまうということを実際に経験している。それと、今の話の中でここは自治基本条例の改正の審議会だが、住民自治協議会に関する条例をつくる場合は別組織で検討される可能性もあると思うので、時間がかかるだろうと思う。だから今のうちにそのところを明確にしておか

ないと、改正の審議会が上手く進まない。それから、規則等についても、その段階できちんとしていただけたらと思う。

(委員)

私は住民自治協議会の役職者の立場ではないが、地域の自治会の役職に就いている。今、委員が言われたことは非常に大事なことで、常に行政と住民自治協議会の間ではその問題が出ていると思う。特に同意について、誰がどう見ても書いてあるけれど、抜け道みたいな形があって、住民と行政の間の立場に立って住民生活をよくしていこうという立場の組織の者からすると非常に悩ましいところだと思う。きちんと手続きを踏んでやっているにもかかわらず、すでに市の決定がこうだったからと言い訳ばかりしているというのが現場で多々あるのを私も知っている。今は、住民自治協議会の仕事はしていないが、住民自治協議会のサポートをしている時期もあったので、そんな話が非常に多くて、それが本当にこの条例の文言とかあり方で解決できるのか、あるいはまた別の方法があるのかということは、住民自治協議会の話、組織のあり方をお話するときにまたしたい。この条文を見たら同意をしなければならないので、かなりのレベルで行政と住民自治協議会の間で難しい話があるのだろう、とよその人が見たら思うけれど、いまだかつてこの条文が果たされたことはないのではないかと。実際に大きな問題で住民自治協議会が行政と対峙したときに、行政が全部先に同意を得ずして決定したという不満が残っているような感じが私の知っている範囲でもあるので。言いたいことはその条文のあり方、今すぐではないが自治組織のあり方、この審議が始まった去年の段階でまた、検討しないといけないという話があったと思うが、そこでこういう話は継続的に話すべきだと思う。住民自治協議会から代表で出られている方はみんなそのことを抱えていると想像できるし、知っている部分もあるので、住民組織が頑張ったら本当に地域にとって大事なことが、地域に応じた形で解決できるという見せ所、そして、ある程度の権限がなければやっていて意味がない。そのときの行政担当者の方の力量とか考えではなく、どこまで同意して、どこが同意できない等を話す機会が必要だと思う。

(会長)

同意を含めて誤解を恐れずに言えば、住民自治協議会の権限について必ずしも十分に機能してないのではないかと問題は審議会委員の皆様もお持ちだと思うし、おそらく市も思っていると思うのです。どこに問題があるのかということの検証は必要だと思いますが、仮に条例の規定に問題があるというときに、これが自治基本条例の方に規定されていると自治基本条例は不変だ、なかなか容易に変えられないということで、見直しの対象にこれまでなりにくかったということだと思うのです。これを組織条例の方に移行していくことによって、見直しの対象になりやすくなるのではないかと。それによって社会情勢の変化に適応しやすいような形にしていこうというのが事

務局の提案であると思っています。今日のご意見の方向としては、住民自治協議会の権能や責務をもっと実効性のあるものにしていく必要があるという点は、この資料 2 にも記載があります。実効性の強化の仕方については、必ずしも自治基本条例で担保していくということではなくて、それが協議会の組織条例の方で担保されていくのであればそれで良い。それが良いというようなご意見をいただいたと思いますが、そういう方向で取りまとめてよろしいか。

(委員)

先ほど会長がおっしゃったように、自治基本条例の普遍的な形ということで、例えば同意について、同意事務に関する規則だが、この規則を見ていると非常に住民自治協議会としてできるなというふうな文言になっている。これでいけると思うと、裏に逐条があって実はこれはこういうことしか利用できないということを言われてしまう。

(委員)

そこを変えないといけない。

(委員)

そこをもう少し目に見える形にしてもらわないと、逐条を誰が決めたのかという話になってしまう。行政に都合がいいようにされていると、これはこう書いているが、これは適用できませんということを言われてしまう。せっかく自治基本条例があっても規則があるために結果として何も実行できなくなってしまうという形になっていると思う。そのあたりについて、もう少し透明性を出していただけたらという気がする。

(委員)

自治基本条例と住民自治協議会の組織条例を変えるというのは私が前から主張していたことだが、組織条例というのは、行政で言えば単なる機関の設置という意味合いで捉えるケースが多々ある。そうではなくて政策条例という意味で組織プラス行動。それを含めて条例にしていきたいので、この素案は組織条例としてはなかなか良いと思う。ただ、住民自治協議会の活動内容を条例で伊賀市がこんなふうに支援するところを担保しないと、住民自治協議会出身の立場としてはなかなかうんと言えない。それを担保できるのであれば自治基本条例の方は今、章立てになっているが、もっとスリム化できると思う。章一つが1つの案件というところまで高めることが可能だと思う。だから基本条例の中では、例えば、この基準に関しては、別に規定を定めるとかいう言葉を書いていたいたら、さっきの基本条例であれば、産業廃棄物条例とかいろんなところに繋がっていくというふうに考えるし、この次の議論である議会についても同じだが、私は、議会のことをいくら自治基本条例といっても、そこま

で踏み込むことはいかがかなと思っていたが、それも別に定めるとすれば、議会が自ら定めてある議会条例があるので、繋がっていくのかなど。そういう意味では組織条例という言葉は本格的には賛成するけれども、具体的にはそこに政策条例を盛り込んでいただかないと。それを条件に賛同させていただきたいと思う。

(会長)

では事務局から。

(事務局)

2点、私の方から伺いたい。先ほど話に出た逐条解説について、自治基本条例には解説を付けているが、条文だけだと意味がわかりづらいときがあるので解説は欲しいとよく言われる。その解説文が正確性に欠けると誤認させてしまう可能性があるが、議決を得るといような手続きがないので、十分気をつけなければならないと思う。それと今、ご意見があったように、もし別の条例を作るとなった場合に、その条例の中身というのは住民自治協議会の組織に関することになるので、先ほどからお話に出ているような市との関係性ということも、この条例では当然記載されるだろうと思う。市役所の中でもいろいろ話があったが、そもそも住民自治協議会の活動のことについて、市が作るたたき台にどこまでの部分を案として出していけるのかというところがすごく悩ましいところだった。その時にも、そもそも、住民自治協議会というのは、自発的に設置された組織であると自治基本条例の中で定義されている。自発的に設置された組織の自発的な運営の細かな活動の内容に踏み込めるのかどうかということも大きな議論の一つだった。

今回は、このたたき台として皆さんにお示しするときに載せていないとその議論ができないので示させていただいた。それは、参考_2のところでは、例えば第6条の地域まちづくり計画、第7条の協議会の事業だが、協議会の事業の中身というものも今回案としてお示ししている。そもそも、それぞれの地域によって課題は様々だと思うので、例示として出すことは必要であるかもわからないが、条例に例示がほしいのかというような話もあった。例えば今もお話にあった解説とか逐条で、こういうことは事業として考えられるのではないかという提示の仕方もあるのではないか。また、地域課題の解決や協議会の役割についても5条の規定があるのだから、第7条の協議会の事業は、規定しない方が住民自治協議会さんの自主性を尊重していることになるので、規定することに対して是々非々があるのかなと思いついて書かせてもらった。そのあたりについても皆さんの御意見を聞けたらと思っている。

(委員)

いろいろ気遣いをしなければならぬことがたくさんあるのはよくわかりますが、いろいろ論議しているのもう少し今日のやりとりした意見に基づいて、誤解を恐れ

ずに、見える形で示された方がいいと思う。私も理解しようとしているが、別条例にする時に元をどう残すのか、委員が言われた組織条例というだけでなく政策条例としてという意味も。私も初めて聞いたが大事なことだと思ったので、それぞれの条例がどのようなイメージになるのかというのは、書いたものがないと非常にわかりにくくなるので。誤解を恐れずに、例を作ったほうがいいのではないか。

(会長)

あくまで例ということでよろしいか。素案ですか？
事務局できますかその作業は。

(委員)

細かいとこまで行かなくても、

(事務局)

ちょっと即答はできないが関係部局と相談する。

(委員)

自発的に設置された組織というのはいつも問題になるところ。第26条の2の時もそれに絡めたような反対意見もあった。

(事務局)

発生源などを問われることがある。

(会長)

それが1人歩きするとまた問題になってくるということだと思うので、あくまで、議論のイメージみたいなものか。素案っていうと、それが案になってしまうので。

(委員)

我々は今、住民自治協議会を作り直しているが、おっしゃったように任意団体で自由に活用できることはできるが、何でもできるということではない。交付金をもらっているんで、一定の指針を示してもらわないと本当のところ、活動がやりにくいし規則が作りにくい。何を基にしているかという、今、委員がおっしゃったように協議会の組織条例だけでは駄目だが、住民自治協議会が活用できる条例にさせていただくこと当然必要だと思う。だんだん減らされているが交付金をもらって活動させてもらっている状況の中で、行政と住民自治協議会の総意という形にはなると思うが、一定の指針が必要。こういう活動をする。だから、行政は財源的な支援もしますよ。ということだから財源支援をしていただく立場としてそういう形で議論していただけたら。

(事務局)

議論をいろいろありがとうございます。

別の条例を一度考えていくという方向には来ているのかと思っています。今、参考_2が仮称の条例(素案)でお示しをしているが、こういう書き方ではなくて、例えば国の法律改正の際に、考え方の整理のような法律の要綱のようなものを作りますよね。そこから法制的な手続きとして法律案に遷移していくと思うので、そういう作り方もよろしいか。お示しの仕方としてはいろいろあると思うが、率直にたたき台的なものが欲しいというお話だと思うので、条例案としてしまうとカチツになってしまうので、考え方を整理した資料としてお示しをさせていただくという方法でよければ、ちょっと考えさせていただきたいと思う。

(委員)

それからこの審議会でそれを検討するかというのは、入り口の問題があると思うが。

(事務局)

外出しの条例に対応した自治基本条例を作っているとなれば、出す内容が一定の合意を得ていないと、外だしすることになかなか合意いただけないのではないかというのが我々が心配するところなので、改定スケジュールの進め方も少し調整されると思う。今日いろいろご意見をいただいたので、一定の方向づけは見えたのでそれに合わせて、もう一つの条例の策定スケジュールを考えていかなければならない。宿題として、次回お示しさせていただきたいと思う。

(会長)

今日の議論だとおそらく(2)ですとか(3)(4)も同じような議論の方向になるのではないかと思っているので、住民自治地区連合会や、住民自治協議会が解散したときの担保などをうたう必要があるということは、皆さんのご意見としていただいたが、これは基本条例の方で担保するのかそれとも協議会の組織条例の方で担保するのかということだと思うが、協議会の組織条例できちんと担保がされているようであれば、そういう形もあるということになる。

この(2)ですとか(3)の論点についても、次回、要綱案といいますか、その協議会の組織条例の方で具体的に何がどのようにといつころまで詰めて提案してくださいということかなり酷になってくると思うが、少なくとも何が担保されるのかということについては、次回イメージとして共有させていただきながら、審議会としての意見の方向を取りまとめていきたいと思うがよろしいか。事務局よろしいか。

(事務局)

はい。

(会長)

ありがとうございます。第4章については、本日は、協議会の組織条例の方で権限や責務、住民自治地区連合会さらには住民自治協議会に解散が生じた場合の担保、そういうものを協議会の条例の方できちんと担保した上でという条件付ですが、それであれば、自治基本条例の方はスリムな形に整えていくということを審議会の意見としてまとめていただいたということによろしいか。ありがとうございます。

(委員)

以前、住民自治協議会宛てに伊賀市自治基本条例に関するアンケートがされてその報告が市の方に行っていると思うが、それも参考にさせていただいて、住民自治協議会の条例をどうするかというのを決めていったらどうかと思っている。

(会長)

ありがとうございます。その結果はこの審議会でも共有されていましたね。

(事務局)

おっしゃるように、地域の皆さんが困っていること等を結構リアルに感じ取れると思うので、それをベースにしながら持続可能な、協働という関係で成立するのがいいのではないかということをご提案させていただいた。改めてその意見について見てみたいと思う。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

事項の3 議会の役割と責務（第5章）について事務局から説明をお願いします。

(3) 議会の役割と責務（第5章）について

(事務局)

・資料の説明

資料3 自治基本条例見直しに係る協議資料（第5章 議会）

◆第5章 議会についてスリム化を目指した協議内容について説明。

(会長)

この資料 3 議会に関する規定について、意見やご質問等ありましたらお願いしたい。

(委員)

私達の立ち位置からすれば、議会に対していくら基本条例といえども、発言はなかなか難しいというか、ちょっと遠慮しなければならないところがあるかと思う。かなりスリム化されているということであれば、また議会の基本条例があるのであれば、議会が定めるということコンセプトにした条文に変えてしまえばいい。ただどのようにするかというのを私はこの場で論議するのはしにくいなというふうに思っている。

(委員)

今回の改正に当たってスリム化するけれど、このぐらいのことは残しておかなければならないという一つの見本みたいな感じですかね。自治基本条例の外だしてやる場合でも中身は違うが、残るものがこういうイメージというか、そんな感じになるイメージを持って差し支えないか。

(事務局)

他の章とのバランスがあると思うので、スリム化という大きな方向性で、今までそれぞれの部局で考えてきたものの一つだと思っていただきたい。しかし、また元に戻って、やっぱり自治基本条例に全部載っていた方が分かりやすいよねという意見も別に間違いではないと思う。しかし、そのあたりの議論はベースが違ってくるのでそこで変わってくるかなと思う。

(委員)

極端な話でいうと議会基本条例の審議会を設置する。内容については別にというイメージを持っているが、それだと具合悪いのかな。

(会長)

形としてはありえます。

(委員)

具合悪い？

(会長)

そんなことはない。

(委員)

私も、「設置する。そして、別に定める。」として、その別枠の方がしっかりしていたらいいような気もするが。

(事務局)

議会の章は抜いてもいいということですか。

(委員)

設置するという事、第何条で残すというのは、他のところでもそうですかね。

日本国憲法でも議会のことを書いてあるのだから、そのぐらいは書かなければならない。

(会長)

委任するような形、議会に関する規定については自治基本条例の方から議会基本条例の方に任せるといのように委任するというイメージでご発言いただいたのかなと思います。

(委員)

実際その辺は行政内ではどんな感覚なのでしょう。ある程度中身を書かせざるを得ないということかな。ちょっとよくわからなかった。

(事務局)

他の章と同じように基本的なところは自治基本条例に議会の事もうたっておいて、議会そのものの役割や細かなところについては議会基本条例の方でしっかり定義いただければ、それが一番いいのかなと思う。

(委員)

極端な話、第 38 条の下に、「別に議会条例で定める。」と 2 行ぐらいでいいような気がするがどちらがいいのか、思い付きで言ったらいけないですね。

(会長)

この事項については基本的に議会にイニシアティブがあると思いますので、審議会でご意見を募り、こういうご意見があったということをご参考意見としてお伝えするというごことによいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

議会は議会として独自で議論していただくということも大変大事なことだと思う

が、そもそも伊賀市の自治を考えると、町全体の行政、議会、市民あるいは住民自治協議会の役割は当然あると思うので、そのことを自治基本条例でしっかりと形にして表現しておき、その大筋に則って議会基本条例があるべきだというふうに考えているのでその辺はご理解いただきたい。

(委員)

そこまで言われるのであれば住民自治協議会そのものの立ち位置は、なかなか難しいですよ。本来、議会制民主主義であれば議会から市というだけの権限なわけですね。そこにあえて住民自治協議会をかますというのは。議会と同等とは言わないが、別チャンネルで意見を発案してあげるという立ち位置で私は活動している。それを押さえ込むことは、議会に対して失礼に当たるし、けれども私たちが認めて欲しいということ。これまで全然論点にならなかったが。議会に対して請願するというのは、これは当然住民の基本ですけど、やろうとすれば住民自治協議会からの請願というものもある。本来、住民からの請願というのを、議会は想定している。それは議会の代理権の権能というのが十分でないから、そういう規定があるわけだが、その1つに住民自治協議会も入れるのであれば、別に定めるというだけではなく、もう少し踏み込んで議会を制約するようなことも入れてもいいかなと思うが、それをすると失礼に当たる。そこまで私たち住民自治協議会が踏み込むことじゃないと思って言わなかった。そういう面でちょっとご配慮いただけたらと思う。

(委員)

もうずいぶん前の話、第26条が論議される前後だったと思うが、議員の方が、住民自治協議会を作った後に、住民自治協議会の権限と議会の役割ということていろんな相互の懸念をされている。住民自治協議会が力を持ちすぎたら議会の意味がないということをおっしゃった方もたくさんいたと思う。その辺の動きが今、住民自治協議会があるのが当たり前というか、定着してきている平成17年以降、今の議会がどう考えているのかと思う。住民自治協議会の役割というか責任と権限というのは住民側からとってみたら、しっかりしたもので市が主務に位置付けていますよというのはきちんとして欲しいと思っているので、両立すればいいと思う。

(会長)

今日いただいたご意見はいずれも、特に審議会としての方向を取りまとめるというよりは、こうしたご意見をいただいたということを議会そして議会事務局にご報告いただくということでよろしいか。事務局の方もよろしいか。

では議題はその他に進みます。

まず事務局の方からお願いします。

4.その他

(事務局)

資料5 第4次伊賀市人権施策総合計画中間案

資料6 当面のスケジュール

◆資料5について、第3次計画からの主要な変更点について説明。

意見等は6月末日までに事務局へ。

◆資料6について、スケジュールの説明。

(会長)

ただいま資料5、6についてご説明がありましたが、特に資料5につきましては、次回ご議論いただくかという形での資料提示です。

スケジュールと合わせ見まして、資料5 人権政策総合計画の中間案について、どういう形でご議論いただくか、どういう形で答申として取りまとめていくか、そういうことについて皆様からお知恵を拝借しながら、次回の議題を設定していただく必要があると思います。ご確認いただいてアイデアやご意見などを6月末日までに事務局へいただければと思います。あとは意見をいただくときの書式フォーマットを事務局、作っていただけますか。

(委員)

口頭でもいいですか。

人権の大きなテーマの審議がされていることに関連して、時間もそんなにかけてもいけないし、事務が煩雑になってもいけないので、ここは一旦、市民の声ということで、パブリックコメントを出された方が何人かわからないが、人権の問題でいろいろ意見を言われている方も多数いる。そこに呼びかけて、審議会と一緒に人権に関わる問題について審議をして、全員一致というのは無理だと思うが、そこで出た結果を最終的に答申としてそのまま議会の方に出したらどうかと思う。市民全部、パブリックコメントを書いていない人も意見を持っている人たちがいるだろうが、そこまですると大変なことになってくる。やはり何かのアクションを起こした方にパブリックコメントだけじゃなくて直接ご意見を聞いてやりとりをして、テーマを絞って話し合いをしたというようなことがあれば嬉しいんじゃないか。すごくやりがいを感じるんじゃないかと思っている。

(事務局)

以前もパブリックコメントをいただいた方と一緒に審議するということについて、対話の機会ということでご意見をいただき、我々の方でも一定整理はさせていただき、審議会の中でも話しが出ていたかと思う。その民意というか、市民の声というのは、どのようにして聞くのが一番よいのか。審議会を開催させてもらう事も皆さんの意見

を聞く場所となるし、パブリックコメント、タウンミーティング等いろいろな手法があると思う。パブリックコメント自体は、そもそも広く意見を聞かせていただいて、それに対して市の考え方を示させていただくというところまではルールとしているが、その後のことまで想定したルールになるべきなのかは少し置いておいて、そうじゃないということと言うと、前にいただいた意見に対しては、申し訳ないが、なかなか実現するのは難しいと整理させてもらった。ご理解をお願いしたい。

(委員)

専門的な知見ということではなくて、専門ではないけれど生活している、子供を育てている、いろいろな人の意見というのが大事だと思うので、パブリックコメントの人を全て集めてくださいでなくても、人数をある程度絞ってでも、リアルに話し合いができるような場というのが、あればいいなと思う。答申を出すまでに1回は実現していただきたいと尚更、今日強く思った。

(会長)

当審議会としても引き続き検討をされるようにという形で前回答申を出しているので、その道筋を少しつけるような形で進めたいと思います。

(委員)

そこで審議会で出た多数意見と違う意見が出ても、それはそれでまた僕らも知る機会というか、そうなんやということがよくわかると思う。

(会長)

事務局から他によろしいか。では、委員の皆様からご発言あればどうぞ。

(委員)

自治基本条例の見直しの検討項目にある基本的人権の視点に関連して、委員からSNS上での投稿に対し、副市長や教育長、関係機関、団体などに出向き具申した。

また、関係団体の人と話をする機会があったが、それぞれの立場で、考えや歴史が違う非常に難しい問題であるということを実感した。

(会長)

他に委員間で共有されたいことなどありますか。

審議会であろうと自由闊達にご議論いただけるような雰囲気はきちんと委員の皆さんで守っていきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

次回の審議会の日時について確認を要請。

(会長)

日程確認。次回は8月24日午前中の予定でお願いします。

(会長)

本日の事項は以上ですが全体を通して発言等ありますか。よろしいですか。では、
進行を事務局にお返しします。

閉会

(事務局)

会長、ありがとうございました。

これで本日の審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。